

三島市專第2号

専 決 処 分 書

三島市税賦課徵収条例の一部を改正する条例

三島市税賦課徵収条例（昭和26年三島市条例第12号）の一部を次のように改正する。

附則第3条の3の2第2項を削り、同条第3項中「第1項の規定の適用が」を「前項の規定の適用が」に改め、同項を同条第2項とする。

附 則

第1条 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

第2条 改正後の附則第3条の3の2の規定は、平成31年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成30年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。

平成31年3月31日

三島市長 豊 岡 武 士